

あいづ球場ネーミングライツ・パートナー募集要項

会津若松市は、あいづ球場における愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）をこの募集要項及び会津若松市ネーミングライツ基本要領（以下「要領」という。）の定めるところにより募集します。

1 対象施設

- (1) 名称：会津総合運動公園あいづ球場
- (2) 所在地：福島県会津若松市門田町大字御山字村上地内
- (3) 施設の概要 下記 URL からご参照ください。
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080702549/>

2 募集期間

令和8年10月30日（金） から 令和8年12月10日（木）午後5時15分まで

3 応募資格

下記の条件全てを満たす法人格を有する団体とします。

- (1) 会津若松市内に本社若しくは事業所を有する団体又は会津若松市にゆかりの深い団体※であること。
※ 会津若松市にゆかりの深い団体の例
 - ・ 会津若松市と連携協定を締結しており、協力関係にある団体
 - ・ 創業者や代表者が、会津若松市出身である団体
 - ・ 会津若松市が創業地である団体
- (2) 次の条件の全てに該当しないこと。
 - ① 会津若松市広告掲載等に関する要綱（平成20年11月6日決裁。以下「要綱」という。）第4条第1項及び第2項に掲げる業種又は事業者
 - ② 要領9の(2)ただし書きに該当する事業者
 - ③ その他ネーミングライツ・パートナーとして相応しくないと市が判断した団体

4 契約期間

募集する契約期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。

- ・ 募集契約期間以外の期間での申込みは失格となります。
- ・ 契約の更新については、契約期間が終了する日の6か月前までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断し、通知します。

5 ネーミングライツ料（希望金額）

年額210万円（消費税及び地方消費税は別途）

- ・ 応募金額 は1万円単位とします。
- ・ 「10 ネーミングライツ料以外の費用負担」に掲げるネーミングライツパートナーが負担すべき費用は、ネーミングライツ料とは、別に負担いただきます。
- ・ 希望するネーミングライツ料を申込書に記入してください。
- ・ 希望金額の1／2の額を下回る申込みは失格となります。
- ・ 複数の応募があった場合で、希望金額以上の提案を行った者がいる場合は、希望金額以上の提案を行った者の中から優先交渉権者を選定します。

6 優先交渉権者の選定方法

応募者から提出された申込書及び添付書類は、会津若松市広告審査委員会において審査を行います。また、必要に応じて応募者にヒアリングを実施します（ヒアリングを実施する場合は、別途、応募者に通知します。）。

その後、最もネーミングライツパートナーに相応しいと判断する応募者を「優先交渉権者」として選定します。

(1) 選定にあたっての審査

ネーミングライツ・パートナーとしての応募資格を審査した上で、要領別記1に定める評価基準により審査します。

(2) 結果通知

審査結果は、応募者全員に書面で通知します。また、市ウェブサイトで優先交渉権者、愛称及び略称、ネーミングライツ料、契約期間を公表します。

なお、審査内容及び審査結果に対する問合せ、異議等には、応じません。

(3) 優先交渉権者との協議優先交渉権者との協議

審査の結果、優先交渉権者となった応募者と契約に係る必要事項について協議します。

優先交渉権者との協議が整わず、合意の可能性がないと市が判断した場合は、協議を打ち切り、次順位者を優先交渉権者とし、協議を行うものとします。

(4) 応募書類は返却しません。

7 ネーミングライツ・パートナーの公表、愛称の普及

市は、ネーミングライツ・パートナーや愛称、ネーミングライツ料等について、市ウェブサイト、報道機関等に公表し、正式名称を使用する必要がある場合を除き、愛称を積極的に使用して周知を図ります。

8 印刷物等の変更印刷物等の変更

パンフレット、封筒等の印刷物への愛称の使用は、次のとおりとし、原則としてネーミングライツ・パートナー契約締結後に作成するものからの対応となります。既存印刷物の表示変更を希望する場合は、ネーミングライツ・パートナーの費用負担により対応していただきます。

〔ウェブサイト・施設名称入り印刷物等一覧〕

種類・印刷物名	愛称の使用開始時期	備考
市ウェブサイト	令和9年4月1日	
・公園施設設置・管理（変更）許可申請書 ・公園施設設置・管理（変更）許可書 ・有料公園施設利用許可申請書 ・有料公園施設利用許可書 ・公園使用料減免申請書 ・公園使用料減免決定通知書 ・公園使用料還付申請書 ・公園供用日等変更承認申請書		都市公園条例施行規則により様式を定めているため使用しない。

9 愛称の条件等

(1) 条件

- ・ 市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとします。
 - ・ 企業名（通称を含む。）、商品名、ブランド名等が使用できます。
- （例）〔企業名〕＋アリーナ
- （例）〔商品名〕＋スタジアム
- （例）〔ブランド名〕＋球場
- ・ 愛称に略称を付けることも可能とします。
 - ・ 表記に使用できる言語は、日本語、英数字を原則とします。
 - ・ 愛称は、あいづ総合体育館であることがイメージできることを条件とします。
 - ・ あいづ総合体育館と判別できない愛称は、使用できません。
 - ・ 会津若松市、会津、若松など当地の地名以外の地名を入れるなど、施設利用者の混乱を招くおそれがある愛称は使用できません。
 - ・ 要綱第4条に該当する愛称は、使用できません。
 - ・ 市民や施設利用者の混乱を防止するため、決定した愛称（略称を含む。）は契約期間内に変更することはできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが経営統合等により社名を変更した場合は、協議により変更の必要及び可否を決定します。

なお、その際の看板、市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

- ・ 愛称は、著作権、商標権、その他の権利を侵害しないことを前提とします。

(2) 留意事項

- ・ 愛称は、市からの申し出により変更を求める場合があります。
- ・ 市が条例等で定める施設名称（正式名称）は変更しません。
- ・ 市は、愛称が定着するまでの当分の間、正式名称を併記するなどの措置を講じます。
- ・ オリンピックや国際試合のような規模が大きい大会等が開催される場合、愛称が使用できないことがあります。

- ・ イベント等が開催される際、当該施設の利用者及び報道機関等が愛称を使用しない場合があります。
- ・ 看板や市が作成する印刷物等は愛称を使用し、略称は必要に応じて適宜使用することとします。

10 ネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ料のほか、市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次のとおりとします。

区分	ネーミングライツ・パートナー	市
看板の新設及び変更	○	
電気を使用する新設看板の電気使用料、子メーターの設置・撤去費用	○	
新設及び変更した看板の契約期間終了又は契約解除時の原状回復	○	
新設した看板の修繕等の維持管理	○	
新設した看板に起因する第三者への損害賠償	○	
市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物（契約前に作成されていたものを除く。）や市ウェブサイトの表示変更		○

※ 「看板」は、建物の壁面に愛称を表示するために取り付けるもののほか、敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示板、誘導表示、カッティングシートで貼り付けた愛称表示等を含みます（以下本募集要項において同じ。）

11 敷地内看板

ネーミングライツ・パートナーは、当該施設に愛称を表示する看板を設置することができます。

(1) 看板の設置可能箇所

- ・ 既存看板

既存看板は取り外すことはできません。愛称の表示可能な箇所及び看板設置に関する条件は、別図1のとおりです。

愛称の表示を希望する箇所の番号を申込書に記入してください。

また、愛称のデザイン、設置方法等に関する資料がある場合は添付してください。

- ・ 当該施設は、市の指定避難所に指定されています。避難場所を示す看板が設置されている箇所がありますが、当該看板には愛称を表示できません。

(2) 新設箇所の提案（応募者が提案する新設箇所）

上記(1)以外の箇所に看板の新設を希望する場合は、希望する看板の設置箇所の位置図、写真等を提出してください。

また、愛称のデザイン、設置方法等に関する資料がある場合は添付してください。

- ・ 一つの壁面に2箇所以上看板を設置することはできません。
- ・ 窓ガラスにカッティングシート等で愛称を表示することはできません。
- ・ 当該施設の敷地外に看板を新設することはできません。

また、上記のほか、応募者の希望どおりに看板を新設することができない場合もありますが、その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。

(3) 条件

- ・ 愛称、企業及び商品のロゴが表示できます。
- ・ 企業ブランドメッセージ、イメージキャラクター、商品写真・イラスト等は、看板には表示できません。
- ・ 看板を設置する位置、形状、面積、材質、デザイン、色彩、表示する文字（企業・商品のロゴを含む）等は、当該施設や周辺景観と調和するように配慮したものとします。
- ・ 照明等の電気を使用する看板は、周辺の景観に配慮したものとします。
- ・ 地色に蛍光・発光塗料、蛍光フィルム又は反射性の強い塗料は使用できません。
- ・ 看板の設置は、原状回復が図れる取付け構造にするとともに、契約終了時には、市の指示により、原状回復することとします。
- ・ 看板は、風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安全性を確実に維持することとします。
- ・ 壁面等に取り付けるものは、窓、開口部等をふさがないものとします。
- ・ 看板のデザイン及び表示内容は、著作権、商標権、その他の権利を侵害しないことを前提とします。
- ・ 看板の大きさや高さ、形状等により、市屋外広告物等に関する条例の規定による許可等の手続が必要な場合がありますので、詳細は担当までお問い合わせください。

また、看板の施工にあたっては、福島県屋外広告物条例の規定により、屋外広告物業者として登録されている事業者に依頼する必要があります。

- ・ 高さ4メートルを超える看板は、看板の設置前に建築確認申請の手続が必要です。また、確認済証及び検査済証の写しを提出していただきます。
- ・ 建築確認申請に係る手数料はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。
- ・ 看板の経年劣化による退色、材料腐食、シールのはがれ、文字の脱落等がないか、定期的な点検を実施し、美観を維持することとします。

(4) 留意事項

- ・ 企業ロゴの表示はできません。
- ・ 既存看板の変更箇所、新設する看板の設置箇所は、最終的には優先交渉権者との協議により決定しますが、希望どおりに設置できないこともあります。その場合においてもネーミングライツ料を変更することはできません。
- ・ 既存看板の変更及び新設する看板の具体的な形状、大きさ、色彩、設置方法等は、優先交渉権者との協議により、最終的に決定することとします。
- ・ 募集要項に示す箇所のほかに既存の施設表示がある場合（備品等を含む。）、表示の変更可否は、協議により決定することとします。

12 ネーミングライツ・パートナー特典

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典を付与します。この特典を譲渡、転貸等することはできません。

- (1) 下記 22 に示す優先交渉権の付与
- (2) ネーミングライツに関する周知スペースの設置

ネーミングライツ・パートナーであることを周知するため、当該施設内の一部を使用し、パネルボード等（概ね 2 m²程度の壁面）を設置するスペースを設けることができます。

使用を希望する場合は、具体的な使用方法及び内容を申込書に記入してください。

使用箇所の詳細については、優先交渉権者決定後に市及び指定管理者との協議により決定します。希望どおりの箇所や大きさとはならない場合もありますが、その場合でもネーミングライツ料を変更することはできません。

周知スペースの設置及び撤去に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとしします。

周知スペースの使用には、別途行政財産使用許可の手続が必要になります。

※ 行政財産使用料は免除となります。

（パネルボードの例）

〇〇〇〇会社は、ネーミングライツ・パートナーとして
あいづ総合体育館に「・・・・・・・・・・」と命名し、
みなさまのよりよいスポーツ活動を応援しています！

- (3) バックスクリーン内の全面 LED 型スコアボードにおいて、試合開催時などにパートナー企業の PR 動画を再生することができます。実施する時期などの詳細については、市及び指定管理者との協議により決定します。

13 道路標識

道路標識の表示変更及び新設はできません。

※ 「道路標識」は、目標地までの経路を案内する経路案内板のほか、誘導板、施設名称板、観光案内板等を含みます。

14 地図会社・交通機関

市は、主な地図製作会社及び交通機関に対して、表示内容の変更を依頼します。

ただし、表示の変更可否及び変更時期は、各事業者の都合により決定されます。

15 実施スケジュール

- (1) 募集開始 令和 8 年 10 月 30 日（金）
- (2) 質問の受付期限 令和 8 年 11 月 20 日（金）
- (3) 質問への回答期限 令和 8 年 11 月 27 日（金）
- (4) 申込書等の提出期限 令和 8 年 12 月 10 日（木）
- (5) 広告審査委員会の開催 令和 8 年 12 月下旬（予定）

- (6) 優先交渉権者の選定 令和9年1月中旬(予定)
- (7) ネーミングライツ・パートナーの決定・契約手続 令和9年2月上旬(予定)
- (8) ネーミングライツ開始(愛称使用開始) 令和9年4月1日(予定)

16 応募方法

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。(⑥及び⑦については、該当するいずれかの書類)

① ネーミングライツ・パートナー申込書(第1号様式)

② 誓約書(第2号様式)

③ 履歴事項全部証明書又はその写し

ネーミングライツ・パートナー公告日以降に発行されたもの。

④ 会社概要(任意様式)

⑤ 直近3年分の決算報告書(任意様式)(貸借対照表、損益計算書等)

法人設立してから3年未満の場合は、設立後の全ての決算報告書を提出してください。

⑥ 納税情報確認同意書(第3号様式)

本店又は支店等が会津若松市に所在する法人は、提出してください。

⑦ 納税証明書(各市町村様式)又はその写し

本店又は支店等が会津若松市に所在しない法人は、ネーミングライツ・パートナー契約を締結する本店又は支店等が所在する住所地の市区町村で、公告日以降に発行された次のア～オの税目に係る直近2年度分の納税証明書又はその写しを提出してください。

ア 法人市区町村民税

イ 固定資産税及び都市計画税

ウ 軽自動車税

エ 事業所税

オ 入湯税

⑧ 納税証明書(税務署様式その3の3)又はその写し

本店所管の税務署で公告日以降に発行された納税証明書又はその写しを提出してください。

ア 法人税

イ 消費税及び地方消費税

⑨ 敷地内看板に関する資料

愛称を表示する看板の新設箇所の提案をする場合は、希望する使用箇所の位置図、写真等を申込書と併せて提出してください。

⑩ 愛称のデザイン、設置方法等に関する資料(ある場合のみ)

(2) 提出期限

募集期間の終期

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

直接持参又は郵送により提出してください。

① 持参の場合

受付は、募集期間内の午前8時30分から午後5時15分までとします（土・日・祝日等閉庁日を除きます。）

② 郵送の場合

書留や特定記録等、配達を確認できる方法により、募集期間最終日の午後5時15分までに会津若松市役所まちづくり整備課に到着したものを有効とします。

(5) 提出先

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所建設部まちづくり整備課

電 話：0242-39-1275

FAX：0242-39-1451

E-mail：machi-seibi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(6) 留意事項

- ・ 募集期間後の提出書類の受付はできません。
- ・ 募集期間後の提出書類の差替え及び再提出は認めません。
- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 提出書類の作成及び提出に係る費用並びに契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・ 必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・ 申込書提出後に、辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
- ・ 提出書類は審査の用途以外に応募者に無断で使用することはありません。

17 募集要項に対する質問の受付・回答

応募にあたり、質問がある場合は、次のとおり受付、回答します。

(1) 質問方法

募集要項等質問書（第4号様式）を持参、郵送、メール又はファックスのいずれかの方法で提出してください。

(2) 質問期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月20日（金）午後5時15分まで

(3) 提出方法

① 持参の場合

受付は、質問期間内の午前8時30分から午後5時15分までとします。
（土・日・祝日等閉庁日を除きます。）

② 郵送の場合

書留や特定記録等、配達を確認できる方法により質問期間最終日の午後5時15分までに到着したものを有効とします。

③ メール・ファックスの場合

受付は、質問期間内とします。

質問期間最終日は、午後5時15分までに到着したものを有効とします。

(4) 提出先

項目「16 応募方法(5)提出先」のとおりです。

(5) 回答方法

令和8年11月27日（金）までに質問者へ募集要項等回答書（第5号様式）で回答し、原則として市ウェブサイトに掲載します。

18 契約の締結及び契約書の作成

市と優先交渉権者との間で契約に係る協議が整った場合、ネーミングライツ・パートナーとして契約を締結します。

契約書は、別添のとおりですので、契約内容を了解した上で、申し込んでください。なお、赤字の箇所は、優先交渉権者との協議により最終的に決定します。

また、契約締結後、次の事項を市ウェブサイト、「市政だより」等により公表します。

- (1) 愛称及び略称
- (2) ネーミングライツ・パートナーの名称
- (3) ネーミングライツ料
- (4) 契約期間
- (5) ネーミングライツ・パートナー特典
- (6) その他特記事項

19 契約の解除

契約期間中であっても、ネーミングライツ・パートナーが項目「3（2）」に掲げる条件に該当する場合や、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為、社会的信用を損なう行為を行い、市や当該施設のイメージが損なわれた場合等、市がネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと判断するときは、契約を解除することがあります。

契約を解除する場合、納入済みのネーミングライツ料は返還しないこととし、残る契約期間の総額の契約金額の10分の2に相当する額を、違約金として負担していただきます。

また、ネーミングライツ・パートナーの業績の著しい悪化等により、契約を継続することが困難となり、契約期間中に中途解除することになった場合は、納入済みのネーミングライツ料は返還しないこととし、残る契約期間の総額の契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として負担していただきます。

これらの契約解除に伴う看板、周知スペース等の撤去及び原状回復に必要な費用は、全てネーミングライツ・パートナーの負担とします。

さらに、市が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の作り直しに係る費用は、全てネーミングライツ・パートナーの負担とします。

なお、前述以外の理由により、契約期間中に契約を解除することはできません。

20 損害賠償

ネーミングライツ・パートナーが設置した看板により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

21 ネーミングライツ料の納入方法

- ・ ネーミングライツ料は、毎年4月末日までに納入してください。
- ・ 納入期限が土日祝日等閉庁日の場合は、翌開庁日とします。
- ・ ネーミングライツ料は年度毎に一括して支払うものとし、分割して支払うことはできません。
- ・ ネーミングライツ料の納入に要する費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

22 更新契約に係る優先交渉権

この募集により決定したネーミングライツ・パートナーが、当該契約期間満了後も継続して当該施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する場合、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与します。この場合において、愛称及び略称を変更することはできません。

23 その他

- ・ 当該施設が指定管理者制度を導入している場合、又は新たに指定管理者を募集することがあった場合は、指定管理者となる団体の決定は会津若松市が行うため、これに係る異議等には応じることができません。
- ・ 会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）の規定による公文書開示請求があった場合は、同条例に基づき応募時の提出書類等を一部開示することがあります。
- ・ ネーミングライツ・パートナーの申込み及び契約に当たっては、関係する法令等の規定を遵守してください。
- ・ 施設見学をすることも可能ですので、希望する場合は別途お問い合わせください。
- ・ 応募に係る一切の費用については、応募者の負担とします。

24 問合せ先

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所建設部まちづくり整備課

電 話：0242-39-1275

FAX：0242-39-1451

E-mail：machi-seibi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp